

塩山駅周辺空間利用実証実験業務委託公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

この要領は、塩山駅周辺空間利用実証実験業務（以下「本業務」という。）の委託事業者を、公募型プロポーザル(企画提案)方式により選定するため、必要な事項を定めるものとする。

2. 業務の概要

(1) 委託名称

塩山駅周辺空間利用実証実験業務

(2) 委託期間

契約締結日翌日から令和4年3月18日まで

(3) 業務内容

塩山駅周辺空間利用実証実験業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

3. 委託料上限額

3,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

4. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる事業者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 令和3年4月1日現在で、甲州市が規定する入札参加資格を有するものであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しないものであること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合はこの限りではない。
- (4) 山梨県又は甲州市の指名停止措置の期間中でないこと。なお、公募開始日から企画提案書の提出期限までに指名停止処置を受けた場合は、参加資格を失うものとする。
- (5) 甲州市内に事業所を置く法人にあつては、契約締結の条件として、公募開始日において納期限が到来している甲州市税を企画提案書の提出期限の前日までに完納していること。
- (6) 受託予定者決定の前日において、国税（法人税（個人にあつては所得税）並びに消費税及び地方消費税）を完納していること。また、契約予定者となった場合には、契約締結期限までの間に、国税の滞納がないことを証する納税証明書を提出できること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (8) 直近5ヵ年以内に、本業務に類似する業務等を地方公共団体、民間団体等から、元請として受注した契約実績があるもの、又は、直近5ヵ年以内に、本業務に類似する業務等を企画実施した実績があるもの。
- (9) 本業務を遂行するために必要とされる専門的知識、提案能力及び類似事例での豊富な業務経験を有する者を従事させることができること。

5. スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとする。

	項目	期間等
1	公募開始	令和3年7月14日(水)
2	参加表明書受付	令和3年7月14日(水)から 令和3年7月26日(月)午後5時まで
3	質問書受付	令和3年7月14日(水)から 令和3年7月26日(月)正午まで
4	質問への回答	令和3年7月26日(月)までに電子メールにて回答
5	企画提案書等受付	令和3年7月14日(水)から 令和3年7月26日(月)午後5時まで
6	参加資格結果通知	令和3年7月27日(火)までに電子メールにて連絡
7	プレゼンテーション及び審査	令和3年8月5日(木) ※ 時間等の詳細は令和3年7月27日(火)までに電子メールにて 連絡
8	審査結果通知	令和3年8月6日(金)までに電子メールにて連絡
9	契約締結	令和3年8月中旬の予定

※ 受付等は、上記の期間内であっても市役所の開庁時間外は行いません。

※ 本業務及び本プロポーザルに関する説明会は開催しません。

6. 実施要領等の配布

- (1) 配布期間 令和3年7月14日(水)～令和3年7月26日(月)
- (2) 配布方法 甲州市ホームページからダウンロードすること。
※ 甲州市ホームページ：<http://www.city.koshu.yamanashi.jp/>

7. 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次により書類を提出すること。なお様式類は、甲州市ホームページからダウンロードすること。

※ 甲州市ホームページ：<http://www.city.koshu.yamanashi.jp/>

(1) 提出書類

	名称	様式及び添付書類等
ア	参加表明書	<様式1>
イ	参加資格確認書	<様式2> 前記3(8)を確認できるもの ・ 直近5カ年の同種又は類似業務の契約実績を記入すること。また、契約実績の内容が確認できる書類(契約書の写し等)を添付すること。

- (2) 提出部数 1部
- (3) 提出方法 持参又は郵送
- (4) 提出期限 令和3年7月26日(月)午後5時まで(必着)

※ 持参の場合は、市役所開庁時間に限る。

※ 郵送の場合は、令和3年7月26日（月）午後5時必着とする。

(5) 提出先 甲州市役所都市整備課（後記15参照）

8. 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関して不明な点がある場合は、次の方法で質問書を提出すること。

(1) 提出書類 質問書<様式3>による。

(2) 提出期限 令和3年7月26日（月）正午まで（必着）

(3) 提出先 甲州市役所都市整備課（後記15参照）

(4) 提出方法

質問書に必要事項を記入し、電子メールにて提出すること。電子メールの表題を「塩山駅周辺空間利用実証実験業務プロポーザル質問（事業者）」とし、メール送信後に確認の電話を行うこと。電子メール以外での質問については一切回答を行わないものとする。

(5) 回答

質問の回答は、令和3年7月26日（月）までに、参加表明を行った者全員に対して、参加表明書に記載された電子メールアドレス宛に回答する。また、甲州市ホームページ上に当該回答内容を公表する。

9. 企画提案書の提出

(1) 提出書類

	名称	様式及び添付書類等
ア	企画提案書（表紙）	<様式5> ・ 代表者印等を押印の上、企画提案書の鑑として提出すること。
イ	会社概要	<様式6> ・ 提案者（構成員又は協力会社を含む）の企業内容について記載すること。なお、直近3年の損益計算書を添付すること。
ウ	業務実施体制	<様式7> ・ 業務実施の体制、分担業務の内容について記入すること。
エ	配置予定担当者調書	<様式8> ・ 業務主任担当者及び業務担当者氏名、経歴、実績等について記入すること。なお、保有資格については、証明できる書面の写しを添付すること。
オ	企画提案書（内容）	<任意様式> ・ 企画提案書の作成はA4縦版の印刷物とし、表紙・目次などを除き両面20ページ以内で作成し、各ページにページ番号を付けること。
カ	見積書	<様式9> ・ 本業務を受託する場合の見積価格を記載すること。なお、見積書記載金額は、消費税及び地方消費税を含む。 ・ 見積価格の内訳書（任意様式）を添付すること。

(2) 企画提案書について

① 企画提案書の様式

提出書類ア～カの順序で、A4判印刷で左綴じすること。ただし、表現の都合上様式の方向を一部変更、また記述方向を一部縦書き横書きにすることは差し支えない。またA3版を利用した方がわかりやすい場合は、A3版の利用も可とする。

※ 目次及びページ番号を付けること。

※ ページ数は20ページ以内で作成すること。

② 企画提案書の記載内容

仕様書等をもとに、業務の進め方、手法等の技術的な提案について具体的に記載すること。ただし、仕様書に定めた業務以外であっても提案可能とする。

(3) 提出部数

・ 正本…1部（代表者印を押印してあるもの）

・ 副本…7部（正本の写し）

※ フラットファイルに綴り、インデックスをつけ、ファイル表紙及び背表紙に事業名を記載すること。

(4) 提出期限 令和3年7月26日（月）午後5時まで（必着）

(5) 提出方法 持参又は郵送

(6) 提出先 甲州市役所都市整備課（後記15参照）

10. 辞退届の提出

参加表明後、本プロポーザルへの参加を辞退する者は、辞退届を次の方法で提出すること。

(1) 提出書類 辞退届 <様式4>

(2) 提出期限 令和3年7月26日（月）午後5時まで（必着）

(3) 提出方法 持参又は郵送

(4) 提出先 甲州市役所都市整備課（後記15参照）

11. 事前審査及びプレゼンテーションの実施と審査

本プロポーザル参加資格業者に対し、参加資格の有無の通知

・ 参加資格確認書及び企画提案書等による事前審査にて、プロポーザル参加資格の有無を確認し、「プロポーザル参加資格結果通知書」<様式10>の送付

※ 令和3年7月27日（火）までに、参加表明書記載電子メールアドレス宛に送付

・ 「プロポーザル参加資格結果通知書」にて、参加資格「有」を受け取った提案者は、下記によりプレゼンテーション及びヒヤリングを行い、審査を受けるものとする。

(1) 日時 令和3年8月5日（木）【予定】。

※ 実施の詳細は、参加業者に追って連絡します。

※ 審査の順番は、企画提案書等の受付順とします。

(2) 場所 甲州市役所本庁舎2階 第1会議室

(3) 実施方法

「企画提案書」に基づくプレゼンテーション及びヒヤリング

① 提案時間は概ね50分以内とし、下記内容を時間配分の目安とする。

- ・ 実施準備（機器セッティング、あいさつ、出席者紹介、会社概要紹介）：10分
- ・ プレゼンテーション：30分以内
- ・ 質疑回答：10分以内

② パソコンは提案者が持参し、プロジェクター（EPSON EB-W06）、スクリーンについては、甲州市が用意する。

(4) 参加人数 3人まで

12. 審査方法等

(1) 選定委員会の設置

業務の履行に最も適した契約の相手方となる候補者を、厳正かつ公平に決定するため、**塩山駅周辺空間利用実証実験業務委託業者選定委員会設置要綱**に基づき、選定委員会を設置する。選定委員会は、甲州市役所職員5名をもって組織する。

(2) 審査及び受託候補者の決定

プロポーザルの審査は、選定委員会の各委員が評価を行うものとする。なお、審査基準となる配点については「**別紙1**」のとおりとする。

審査として、企画提案プレゼンテーションの評価を行い、最高点を得た者を受託候補者として決定するものとする。

審査の結果、点数が同じであった場合は、選定委員会により決定する。また、審査の結果、適切な受託候補者がいないときは、「適切な受託候補者なし」とする場合がある。

(3) 合格基準

「別紙1」の審査基準表において、評価基準の6割を満たしていることを条件とし、500点満点中300点以上を合格基準とする。

(4) 参加表明者が一提案者のみの場合の取り扱い

審査において、選定委員会が本実施要領、仕様書等を満たすと判断した場合は、その一提案者を受託候補者として決定する。

(5) 審査結果の発表

審査結果については、令和3年8月6日（金）までに、全ての参加提案者に対し、決定後速やかに「**審査結果通知書**」**<様式 11>**を通知するとともに甲州市ホームページに掲載する。

(6) 失格

提案者が、次に該当する場合は失格となることがある。

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 企画提案書等が提出期限までに提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 選考の公平性を害する行為があった場合
- (5) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等、選定委員会が失格であると認めたとき。

13. 委託契約の締結権

受託候補者として決定された者は、本委託契約の締結権を有する。

委託者は、仕様書及び企画提案書の記載事項を基本に受託候補者と協議の上、甲州市財務規則その他

関係法令に基づき適当であると判断した場合に、受託候補者と委託契約を締結する。

その際、企画提案書に記載され、審査で評価した項目については、原則として契約時の「仕様」に反映するものとする。ただし、本業務の目的達成のため、必要な範囲において受託候補者との協議により締結段階で記載事項の項目を追加、変更及び削除することがある。

14. その他留意事項

- (1) 審査にかかる電話等による問い合わせには応じない。
- (2) 審査に対する異議申立ては、これを認めない。
- (3) プロポーザルに係る経費はすべて提案者の負担とする。
- (4) 提出書類の著作権は、元来第三者に帰属するものを除き、提案者に帰属する。ただし、本市は、本業務に係る範囲において公表する場合、その他本市が必要と認める場合には、提出書類の内容を無償で使用できる。
- (5) 提出された書類は、一切返却しないものとする。
- (6) 提出書類の提出後の修正又は変更は、原則として認めない。
- (7) 提出書類等に記載された個人情報、本業務の受託候補者の審査のみに使用し、その他の目的には一切使用しない。
- (8) プロポーザルに係る情報公開請求のあった場合は、甲州市情報公開条例（平成17年11月1日条例第17号）に基づき提案書等を公開することがある。
- (9) 提出された企画提案書は、本市の許可なく公表及び使用してはならない。
- (10) 業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。
- (11) 契約の受託候補者として特定された後に、提案内容を適切に反映した仕様書の作成のために、業務の具体的な手順について提案を求めることがある。

15. 担当部署（問い合わせ先）

甲州市役所 都市整備課 公園・道路担当(土屋・金井・渡邊)

〒404-8501 甲州市塩山上於曾1085番地1

TEL : 0553-32-5072 (直通)

FAX : 0553-32-5079

E-mail : toshiseibi@city.koshu.lg.jp